

定期監査の結果に関する報告について（平成26年度第1回）

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

平成27年3月20日

四街道市監査委員	勝	山	信
同	井戸川	員	三
同	阿部	治	夫

平成 26 年 度

監 査 報 告 書

(第 1 回)

定 期 監 査

危 機 管 理 室

経 営 企 画 部

総 務 部

福 祉 サ ー ビ ス 部

健 康 こ ど も 部

会 計 課

議 会 事 務 局

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局

監 査 委 員 事 務 局

農 業 委 員 会 事 務 局

消 防 本 部 ・ 署

四街道市監査委員

1 監査の範囲

平成26年4月1日から平成26年9月30日までに執行された財務に関する事務の執行等

2 監査の対象

- (1) 危機管理室
- (2) 経営企画部、総務部、福祉サービス部、健康こども部の各課及び出先機関
- (3) 会計課
- (4) 議会事務局
- (5) 選挙管理委員会事務局
- (6) 監査委員事務局
- (7) 農業委員会事務局
- (8) 消防本部の各課及び消防署

3 監査の実施期間

平成26年10月6日から平成26年12月1日

4 監査の方法

監査にあたっては、主に予算の執行及び財産の管理状況について、事前提出を求めた資料及び提示のあった関係書類を審査するほか、質問事項等により関係職員から事情を聴取した。

5 監査の結果

全体的検討事項

1 備品台帳の整備及び管理状況について

備品台帳に基づく備品現物の照合を行うとともにその記録を残すなど、備品台帳を活用した備品の適正な管理に努められたい。

2 時間外勤務の削減について

時間外勤務の削減については、これまでも検討されるよう求めてきたところであるが、依然として時間外勤務が恒常化している部署や特定の職員に集中する場合も見受けられることから、業務量の動向を把握し、適正な職員配置を行うなど、引き続き時間外勤務の削減に努められたい。